

# 令和5・6年度 一般競争参加資格審査（建設工事）に係る 「残留措置」に関する重要なお知らせ

国土交通省中部地方整備局

令和5・6年度の一般競争参加資格審査（建設工事）では、**等級区分のある工事種別について、次のとおり令和4年度末時点の認定等級に留まることができます。**これを「残留措置」といいます。

※この「重要なお知らせ」および同封の「残留措置適用申請書」は、「残留措置」の適用対象企業であるか否かに関わらず全ての企業に送付させて頂いておりますので、お読み頂いた上で、残留措置の適用可否および申請するか否かをご判断頂くよう、お願いいたします。

## 1. 残留措置を申請できる企業は、次の①及び②を満たす企業です。

### ①令和4年度末時点で等級区分のある工事種別に登録があった企業

### ②今回の認定通知書における①と同じ工事種別の登録について、今回等級が従来等級より上がった企業

※「従来等級」とは、令和5年3月31日時点における令和3・4年度の認定等級をいいます。

※「今回等級」とは、令和5年4月1日時点における令和5・6年度の認定等級（同封の認定通知書に記載された等級）をいいます。

## 2. 残留措置の申請を希望する企業は、以下により申請をしてください。 残留措置を希望しない場合は、手続は不要です。

①別紙の「残留措置適用申請書」に必要事項を記入してください。

②この手続きは、有資格業者名簿に登録されている**地方整備局ごと**に行っていただく必要があります。

### ③申請の方法

提出期限	: 令和5年3月22日(水) 17:00(必着)
提出方法	: 持参、郵送又は電子メール
提出先	: 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 中部地方整備局総務部契約課 Mail:cbr-shikaku@mlit.go.jp TEL:052-953-8138
備考	: 郵送により提出される場合、封筒表面左側に <b>残留措置申請書在中</b> と赤字で記載いただきますようお願いいたします。 電子メールで提出される場合、メールタイトルを「残留措置申請」と記載いただき、メール送信後、提出先へ電話連絡をお願いいたします。 <u>提出期限を過ぎて到着した申請書は無効になります</u> ので、残留措置の適用を希望する企業は必ず提出期限内に提出していただきますようお願いいたします。

④申請をされた企業には、残留措置を適用した工事種別についてのみ、令和5年3月29日(水)までに改めて認定通知書を発送します。新たな認定等級は、令和5年4月1日(土)から有効となります。

〈ご注意〉申請書は提出後、取り下げや内容の修正をすることができませんので、申請に当たっては記載間違いがないようご注意ください。

問合せ先	: 中部地方整備局総務部契約課調査係	TEL:052-953-8138
	〃 企画部技術管理課技術審査係	TEL:052-953-8131